

あなたの未来を応援します。

ホップ、ステップ、そして

トライ!

企業実習型訓練コース

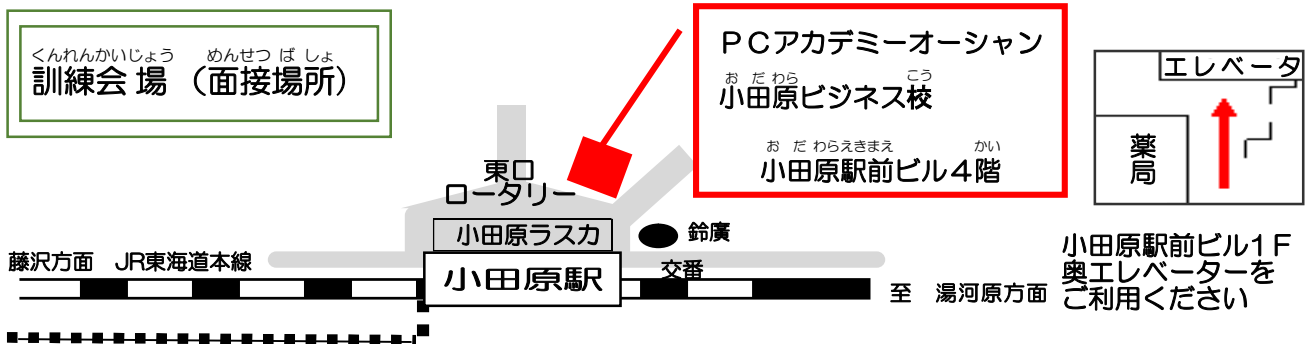
「トライ!」は県が実施する障害者を対象とした職業訓練です。  
申込先は住所地を管轄する各ハローワークとなります。

受付期間	平成30年1月15日(月)～2月5日(月) [土日除く]
面接日	平成30年2月13日(火)
受講可否通知発送日	平成30年2月16日(金)以降

訓練内容(くんれんないよう)

講座名(こうざめい)	対象者(たいしょうしゃ)	定員	訓練期間(くんれんきかん)
事務補助実習科	身体障害者・知的障害者 精神障害者・発達障害者	5名	3月1日(木)～3月23日(金) 15日間

訓練内容：学科 社会人として必要な心構えやマナー、職場での安全衛生、事務作業の基礎知識 ほか  
実技 事務補助作業、ビジネス文書作成、データ入力、データ管理、ファイリング ほか  
就職支援：個別面談、個別目標の設定・確認、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策 ほか  
訓練時間：10:00～15:50(土日祝日除く)  
実施機関：ワンファブレス株式会社 PCアカデミーオーシャン小田原ビジネス校



小田原市栄町1-2-1 小田原駅前ビル4階  
JR線・小田急線 小田原駅下車 徒歩約3分

## 対 象 者 (たいしょうしゃ)

**【受講条件：介助の必要がなく、キーボードおよびマウス操作に支障のない方】**

ハローワークに障害者として求職登録をした方で、次の障害別の項目を満たす方。

### ● 身体障害者の方…次の①～③のすべてを満たす方。

- ①身体障害者手帳をお持ちの方、または申請中の方。
- ②自力で訓練会場へ通所可能な方。
- ③職業訓練期間中の受講が可能な方。

(聴覚障害：補聴器等を使用して受講が可能な方、口話が読める方、筆談で受講できる方。)

(視覚障害：パソコンディスプレイを見る際に特別な機器等を必要とされない方。)

### ● 知的障害者の方…次の①～④のすべてを満たす方。

- ①療育手帳をお持ちの方または療育手帳を申請中の方。あるいは、公的機関の判定書をお持ちの方。
- ②公共交通機関を利用してひとりで通える方。
- ③健康管理が自分でできる方。(不調の訴えや相談ができる方)
- ④訓練時間を守り、きちんと職業訓練期間中の受講が可能な方。

### ● 精神障害者の方…次の①～③のすべてを満たす方。

- ①精神障害者保健福祉手帳(または主治医の意見書)をお持ちの方。  
または精神障害者保健福祉手帳を申請中の方。

- ②最近1年間、症状が安定しており、職業訓練期間中の受講が可能な方。

- ③現在、支援を受けている下記の関係機関からの推薦が受けられる方。

※関係機関：医療機関(デイケア等含む)、神奈川障害者職業センター、各種障害者支援センター、就労支援事業所等

### ● 発達障害者の方…次の①～②のすべてを満たす方。

- ①主治医の意見書等で発達障害者と確認できる方。
- ②職業訓練期間中の受講が可能な方。

## 訓 練 費 用 (くんれんひよう)

- 費用…受講料は無料です。教材費は6,480円です。訓練中の災害・傷害を補償するため、職業訓練生総合保険に原則として加入していただきます。(1,550円)

## 応 募 方 法 (おうぼほうほう)

### ■ 応募上の注意

- (1) 離職者対象の訓練ですので、申込み時在職中の方は、入校日前に離職していることが必要です。  
また、雇用保険の受給手続きができる方は、入校日前に手続きが完了していることが必要です。
- (2) 雇用保険受給資格のある方が公共職業安定所長の「受講指示」により受講される場合は、訓練終了まで失業給付が受けられます。
- (3) 応募時に他の公共職業訓練を受講している方は、受講資格はありません。
- (4) 原則として過去1年以内に公共職業訓練を受講した方は、応募できません。
- (5) 電話、郵送、電子メール、FAXでの受付は行っておりません。
- (6) 「障害者就職促進委託訓練申込書」は、返却いたしません。
- (7) 応募者が定員に満たない場合は、実施を中止することがあります。  
中止の場合は、神奈川障害者職業能力開発校から連絡いたします。

■ 応募手続き

次の手順で、受付期間に応募者ご本人が手続きをしてください。（代筆可）

- (1) 身体・知的・精神・発達の障害別に「障害者就職促進委託訓練申込書」の必要事項を記入し、身体障害者手帳・療育手帳（または判定書）・精神障害者保健福祉手帳（または主治医の意見書）を持参のうえ、住所地を管轄するハローワークの専門援助部門に受付期間内に提出してください。

雇用保険受給資格者の方は、必ず雇用保険受給資格者証を持参してください。

- (2) お申込み後、指定日時に面接を実施します。

**面接（めんせつ）**

■ 面接日・面接時間・面接会場

面接日は、2月13日（火）です。

面接時間は、ハローワーク申込み受付時にお知らせします。

面接会場は表紙をご覧ください。

- 面接日時については、変更できません。
- 申込みをされても面接を受けなかった場合は、辞退とみなします。
- 面接の欠席等の連絡は、神奈川障害者職業能力開発校までお願いします。  
TEL：042-744-5558（直通） 042-744-1243（代表） FAX：042-740-1497

■ 選考方法

- (1) 面接により受講者を決定します。
- (2) 受講の可否は、2月16日（金）以降、神奈川障害者職業能力開発校より本人宛に通知を発送します。
- (3) 電話及びFAXによる受講可否のお問い合わせは、受け付けません。

■ その他

- (1) 受講が決定した方は、神奈川障害者職業能力開発校の訓練生として受講していただくこととなります。
- (2) 受講が決定した方には、訓練を円滑に実施するために「個人情報の使用に係る届出書」等を提出していただきます。
- (3) 個人情報については「神奈川県個人情報保護条例」により取り扱っており、この訓練を実施する目的以外に使用することは、一切ありません。
- (4) 欠席が多い等修了要件を満たさない場合や約束事が守れない等で、訓練の実施に問題が生じた場合は、訓練の継続ができなくなる場合があります。
- (5) 訓練会場へは、原則として公共交通機関を利用してください。
- (6) 受講が修了した方には、訓練修了3か月後、6か月後に就職状況の調査を行いますのでご了承ください。

面接受付票（めんせつうけつけひょう）		※ハローワーク <sup>きにゅうらん</sup> 記入欄
<p>めんせつにちじ</p> <p>※面接日時は、</p> <p>がつ にち か</p> <p>2月13日（火）</p> <p>じ ぶん</p> <p>時 分です</p>	<p>もうし こみ しゃ し めい</p> <p>申込者氏名</p> <p>ほんにんきにゅう</p> <p>（本人記入のこと）</p>	
	<p>うけつけ くんれん かめい</p> <p>※受付訓練科名</p>	事務補助実習科（じむほじょじっしゅうか）
	<p>うけつけ ねん がっぴ</p> <p>※受付年月日</p>	<p>へいせい ねん</p> <p>平成30年</p> <p>がつ じち</p> <p>月 日</p>
	<p>うけつけ き かん</p> <p>※受付機関</p>	<p>ハローワーク _____ 担当者名 _____</p>

# 神奈川県内ハローワーク一覧

ハローワーク名	所在地	電話番号	管轄地域
横浜	〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル	(045)663-8609 〈部門コード〉 46#	横浜市のうち神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区
横浜南	〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6	(045)788-8609 〈部門コード〉 42#	横浜市のうち金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡
港北	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎	(045)474-1221 〈部門コード〉 44#	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区
戸塚	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町 3722	(045)864-8609 〈部門コード〉 43#	横浜市のうち戸塚区、泉区、瀬谷区、栄区
川崎	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	(044)244-8609 〈部門コード〉 44#	川崎市のうち川崎区、幸区 横浜市のうち鶴見区
川崎北	〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノロビル4階 溝ノロ庁舎	(044)777-8609 〈部門コード〉 44#	川崎市のうち中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区
横須賀	〒238-0013 横須賀市平成町 2-14-19	(046)824-8609 〈部門コード〉 43#	横須賀市のうちハローワーク横浜南の管轄を除く地域、三浦市
平塚	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎	(0463)24-8609 〈部門コード〉 43#	平塚市、伊勢原市、中郡
小田原	〒250-0012 小田原市本町 1-2-17	(0465)23-8609 〈部門コード〉 44#	小田原市、足柄下郡
藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎	(0466)23-8609 〈部門コード〉 46#	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡
相模原	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎	(042)776-8609 〈部門コード〉 43#	相模原市
厚木	〒243-0003 厚木市寿町 3-7-10	(046)296-8609 〈部門コード〉 45#	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡
大和	〒242-0018 大和市深見西 3-3-21	(046)260-8609 〈部門コード〉 42#	大和市、綾瀬市
松田	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037	(0465)82-8609	秦野市、南足柄市、足柄上郡

※ 電話、郵送、電子メール、FAXでの受付は行っておりません。

※ 電話番号の下に〈部門コード〉の表示のあるハローワークは、自動音声でご案内しております。



国立県営 神奈川障害者職業能力開発校

〒252-0315 相模原市南区桜台 13 番 1 号

TEL(042)744-5558 (直通) TEL(042)744-1243 (代表)

FAX(042)740-1497

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70158/>

※再生紙を使用しております。